

○大分県環境緑化条例

昭和四十八年四月十六日
大分県条例第十九号

大分県環境緑化条例をここに公布する。
大分県環境緑化条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 緑化基本計画の策定等(第八条・第九条)
- 第三章 県緑化地域等の指定(第十条—第十二条)
- 第四章 県緑化地域内等における行為の届出(第十三条)
- 第五章 緑化のための施策及び協定(第十四条—第二十二条)
- 第六章 雑則(第二十三条—第二十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、緑地の保全及び回復(以下「緑化」という。)に関し基本となる事項を定めるとともに、緑化の総合的な推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、緑化に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第三条 削除

(平一一条例三六)

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動の実施に当たつて環境の緑化に必要な措置を講ずるとともに、県が実施する緑化に関する施策に協力しなければならない。

(平一一条例三六・一部改正)

(県民の責務)

第五条 県民は、進んで自らの環境の緑化に努めるとともに、県が実施する緑化に関する施策に協力しなければならない。

(平一一条例三六・一部改正)

(緑化知識の普及等)

第六条 知事は、緑化に関する知識の普及及び意識の高揚を図るとともに、県民の緑化に関する活動の助長に努めなければならない。

(地域の開発等における配慮)

第七条 県は、地域の開発及び整備その他緑化に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たつては、緑地の適正な配置について、土地利用の上で最大の配慮をするものとする。

第二章 緑化基本計画の策定等

(県緑化基本計画の策定)

第八条 知事は、国が実施する緑化の施策と相まつて、緑化の総合的な推進を図るため、県緑化基本計画を策定しなければならない。

2 知事は、前項の基本計画を策定する場合には、あらかじめ、大分県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第一項の基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(昭四八条例三八・平一八条例一八・一部改正)

第九条 削除

(平一一条例三六)

第三章 県緑化地域等の指定

(県緑化地域の指定)

第十条 知事は、次の各号に掲げる地域のうち、特に緑化の必要があると認める区域を県緑化地域として指定することができる。

- 一 市街地を形成している地域又は近い将来市街化される可能性のある地域
- 二 市街地周辺地域
- 2 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条第一号に規定する自然公園の区域、自然環境保全法(昭和三十七年法律第八十五号)第十四条第一項及び第二十二條第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の区域並びに大分県自然環境保全条例(昭和三十七年大分県条例第三十八号)第二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域の区域は、県緑化地域の区域に含まれないものとする。
- 3 知事は、県緑化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び審議会の意見をきかなければならない。
- 4 知事は、県緑化地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 5 県緑化地域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 6 知事は、県緑化地域を指定したときは、その旨をすみやかに関係市町村長に通知しなければならない。
- 7 前四項の規定は、県緑化地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(昭四八条例三八・一部改正)

(保護樹木等の指定)

第十一条 知事は、緑化に特に寄与すると認められる樹木又は樹木集団を特別保護樹木又は特別保護樹林(以下「保護樹木等」という。)に指定することができる。

- 2 知事は、保護樹木等の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び関係市町村長の意見をきかなければならない。
- 3 知事は、保護樹木等を指定したときは、その旨をすみやかに前項の所有者及び関係市町村長に通知しなければならない。
- 4 知事は、保護樹木等を指定したときは、その旨、名称及び位置をすみやかに告示しなければならない。
- 5 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

(標識の設置)

第十二条 知事は、第十条第一項又は前条第一項の規定により県緑化地域又は保護樹木等を指定したときは、当該地域内又は当該保護樹木等の近傍若しくは樹林内にその旨を表示した標識を設けるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により標識を設ける場合は、あらかじめ、当該標識を設けることとなる土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。
- 3 何人も第一項の規定により設けられた標識を知事の承認を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第四章 県緑化地域内等における行為の届出

(行為の届出)

第十三条 県緑化地域(森林法(昭和三十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により指定された保安林の区域、都市計画法(昭和三十八年法律第百号)第八条第一項第七号に規定する風致地区並びに都市緑地法(昭和三十八年法律第七十二号)第五条に規

定する緑地保全地域及び同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区の区域を除く。以下この章において同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者又は保護樹木等について現状を変更しようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

- 一 木竹を伐採すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- 2 知事は、前項の規定により届け出た者に対して、必要に応じ緑化に関する指導、勧告又は指示をすることができる。
- 3 次の各号に掲げる行為については、前二項の規定は、適用しない。
 - 一 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為
 - 二 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
 - 三 県緑化地域又は保護樹木等が指定され、又は県緑化地域の区域が拡張された際着手している行為
- 4 非常災害のために必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者又は保護樹木等について現状を変更した者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(平一三条例五二・一部改正)

第五章 緑化のための施策及び協定

(県緑化地域内における緑地の保全等)

- 第十四条 知事は、県緑化地域内の緑地の保全又は保護樹木等の保護のために必要があると認めるときは、当該緑地又は当該保護樹木等の所有者又は占有者に対し、その保全又は保護に関して必要な指導及び助言を行ない、又はあらかじめ、当該緑地又は当該保護樹木等の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者)の同意を得て、自ら保全又は保護のための措置を行なうことができる。
- 2 知事は、県緑化地域内の緑地の保全又は保護樹木等の保護を行なう者に対して、規則で定めるところにより、予算の範囲内において、その保全又は保護に要する経費の全部又は一部の助成その他必要な措置を行なうものとする。

(施設等の緑化)

- 第十五条 県は、その設置し、又は管理する公共施設(道路、河川、公園、公営住宅、学校、庁舎等の施設をいう。以下同じ。)について、知事が定める基準に従い、その緑化を推進しなければならない。
- 2 事務所又は事業所の所有者又は管理者は、知事の定める基準に達するよう当該敷地内の緑化に努めなければならない。

(平一一条例三六・一部改正)

第十六条 削除

(平一一条例三六)

(市町村に対する援助)

- 第十七条 県は、市町村が県の施策に準じ、次に掲げる事業を実施する場合は、当該市町村に対して、予算の範囲内において、必要な財政上の助成又は技術上の援助を行うものとする。
- 一 樹木又は樹木の保全
 - 二 苗木の育成
 - 三 植樹の奨励
 - 四 前各号に掲げるもののほか、知事が特に認めるもの

(平一一条例三六・一部改正)

(事業者との緑化協定)

- 第十八条 知事は、緑化を推進するため必要がある場合は、事業者との間に緑化に関する

協定を結ぶものとする。

(緑化モデル地区の指定)

第十九条 知事は、住民が区域を定め、その区域内に所有し、又は管理する土地について、植樹、生けがきの造成等緑化に関する申合せをした場合でその申合せが規則で定める基準に適合していると認められる区域を、市町村長から、緑化モデル地区として推薦を受けることができる。

2 知事は、前項の規定により推薦された地区のうち、緑化の推進に有効であると認められるものを緑化モデル地区に指定するものとする。

3 知事は、前項の規定により指定した緑化モデル地区の住民に対して、樹種の選定及び樹木の育成指導を行うとともに、苗木の供給その他必要な措置を講じなければならない。

(平一一条例三六・一部改正)

(大規模開発行為の届出)

第二十条 第十条第一項の規定により指定された県緑化地域の区域、第十一条第一項の規定により指定された保護樹木等に係る土地、森林法第二十五条第一項の規定により指定された保安林の区域、自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域、都市計画法第八条第一項第七号に規定する風致地区、自然環境保全法第十四条第一項及び第二十二條第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の区域、都市緑地法第五条に規定する緑地保全地域及び同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区の区域並びに大分県自然環境保全条例第二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域の区域以外の区域において、宅地の造成、遊園地の建設その他規則で定める行為で、その規模が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、その行為に着手しようとする日の六十日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合において、緑化のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(平一三条例五二・一部改正)

(苗木等の供給)

第二十一条 県は、緑化の推進に要する種子、苗木、成木及び芝の円滑な供給を図るため、適切な措置を講じなければならない。

(みどりの巡視員)

第二十二条 県に、みどりの巡視員(以下「巡視員」という。)を置くことができる。

2 巡視員は、知事が市町村長の意見を聞いて委嘱する。

3 巡視員は、緑化に関する運動を進めるとともに、緑化を阻害する事実について、知事に報告するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、巡視員に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一一条例三六・一部改正)

第六章 雑則

(実地調査)

第二十三条 知事は、県緑化地域の指定若しくは区域の変更、保護樹木等の指定又は県緑化地域内における保全その他緑化に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、その他必要な行為を行なわせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、こ

れを提示しなければならない。

- 5 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(国等に関する特例)

第二十四条 国の機関、地方公共団体又は規則で定める公団等(以下この条において「国等」という。)が行う行為については、第十三条第一項及び第二十条第一項の届出は要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知しなければならない。

(昭六二条例一一・一部改正)

(適用除外)

第二十五条 第十条第一項及び第二十条第一項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市の区域については、適用しない。

(平一三条例五二・追加)

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一三条例五二・旧第二五条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に第二十条第一項の行為に着手している者は、この条例の施行の日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 この条例の施行の日から七十日以内に第二十条第一項の届出を要する行為に着手しようとする者についての同条の適用については、同条中「その行為に着手しようとする日の六十日前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。

附 則(昭和四八年条例第三八号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年条例第一一号)
この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則(平成一一年条例第三六号)抄
- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第五二号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の大分県環境緑化条例第十条第一項の規定による県緑化地域の区域の指定のうち、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の区域に係る指定は、改正後の大分県環境緑化条例第十条第七項において準用する同条第三項から第六項までの規定にかかわらず、この条例の施行の日に、その効力を失う。

附 則(平成一八年条例第一八号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則(平成二〇年条例第一六号) この条例は、公布の日から施行する。